

川の再生推進工事(日高地区河川利活用検討業務委託)その2仕様書

1. 業務名

川の再生推進工事(日高地区河川利活用検討業務委託)その2

2. 業務目的

日高市では、市内を流れる一級河川高麗川について、河川敷の利活用による地域の活性化を目指している。令和3年10月15日には、高麗川流域にある巾着田エリアがNext川の再生「水辺deベンチャーチャレンジ」の第2回実施候補箇所に登録されており、自然環境の保護と賑わい創出の両立を目指している。

また、令和4～5年度にかけて実施された「川の再生推進工事(日高地区河川利活用検討業務委託)」を通じて、巾着田エリアの利活用を目的としたエリアビジョン及びゾーニング素案の策定や、日高市巾着田利用調整協議会(以下、「協議会」という。)の設立といった動きがあり、利活用の実現に向けた本格的な検討が開始されている。

巾着田エリアは、河川や公園、周辺の公共施設といった地域資源により構成され、良好な自然環境を保ちながらも、相応の集客力を持つ日高市の一大観光拠点である一方で、オーバーツーリズムによる生活環境の悪化、維持管理負担の増加等の課題を抱えており、秩序のある観光地域づくりに向けた取り組みが必要となっている。

本業務では、上記の状況を踏まえて、地域の課題解決を主眼に置き、埼玉県や日高市、協議会と連携しながら利活用検討を支援する。

3. 本業務の履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)までとする。

4. 業務概要

本業務では、「川の再生推進工事(日高地区河川利活用検討業務)」の実施結果を踏まえて、エリアビジョン素案に沿った巾着田エリアの利活用実現を目指して、商業利用の実現に向けた実証実験(以下、「実証実験」という。)の支援による商業利用や河川区域の利用有料化、民間事業者の進出、地域の理解及び利活用検討に対する参画促進に取り組む。

また、上記の取り組みを通じて得た検証結果や情報、意見を基に、協議会による利活用検討の進捗を支援し、具体的な利活用の在り方について提言を行う。

※巾着田エリアが示す範囲は別図の通り



5. 委託業務仕様

(1) 日高市巾着田利用調整協議会の運営支援

ア. 協議会の運営に係る企画立案及び開催支援

日高市が開催する協議会において、本エリアの利活用検討に必要な協議事項を整理し、関係各所と協議の上で運営計画を策定する。また、協議会の開催に必要な資料の作成や協議会への出席（3回を想定）及び開催支援を行う。

なお、運営計画の策定にあたっては、協議会で既に策定されたエリアビジョン・ゾーニング素案を活用すること。

イ. 部会の開催支援

協議会の下に設置される部会の活動企画を立案するとともに、開催を支援する。

(2) 商業利用の実現に向けた実証実験の実施支援

ア. 実証実験の企画立案

日高市が実施する、巾着田エリアにおける商業利用の実現や河川利用の有料化に向けた実証実験の企画立案を支援する。

なお、支援にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 埼玉県及び日高市等の関係各所、地域の住民、団体、民間事業者と情報共有、意見交換を行い合意形成に努める。

- ② 河川区域における火気使用等の行為の有料化を検討する。
- ③ 河川区域及び周辺の市有地等の商業利用を促進する。
- ④ 実証実験に参加する民間事業者や利用者に対するアンケート調査等を実施し、効果検証を行う。

イ. 協力事業者の探索支援

実証実験の担い手となる協力事業者を探索し、実証実験の実施体制案を策定した上で、日高市に対する提案を行う。

ウ. 実証実験の実施支援

実証実験の実施体制に参画する協力事業者に対して、企画の説明やオペレーション、アンケート調査等の、実証実施に必要な支援を提供する。

エ. 実証実験結果の取りまとめ

日高市や協力事業者等から、実証実験の実施結果に関する情報を収集のうえ、報告書を作成し、協議会における報告を実施する。

(3) 民間事業者向け実地視察会の開催

巾着田エリアの河川区域及び周辺の市有地、公共施設等の利活用について、民間事業者から意見を聴取し、利活用の方針を策定するための実地視察会を企画、開催する。

(4) 巾着田エリア利活用ワークショップの開催

地域の住民、団体、民間事業者を対象として、巾着田エリアの利活用に対する理解促進や意見の聴取を目的としたワークショップの企画、開催（3回を想定）する。

なお、企画では、協議会において既に策定されたエリアビジョン・ゾーニング素案を活用すること。

(5) 報告書の作成

本業務の実施結果を整理、分析した上で、今後の巾着田エリアの利活用検討に対する提言を含む報告書を作成する。

6. 打合せ協議

業務を円滑にかつ効果的に遂行するため、リモート、面会等により、着手時、（スケジュール、進捗状況の報告等）、最終納品時のほか、必要に応じて協議の打ち合わせを行う。

7. 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打ち合わせを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し提出すること。

8. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 報告書（A4 縦版、ファイル綴じ） 3 部
- (2) 上記成果品の電子データ（CD-R 等） 1 部

9. 再委託

- (1) 受託者は業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託させてはならない。
- (2) 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により県の承認を受けること。

10. その他

- (1) 本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は埼玉県に帰属するものとする。
- (2) 調査・分析等に当たっては、県と十分に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。
- (3) この仕様書は作業の大要を示すものであり、本書に示していない事項についても県が業務上必要と認めた場合は、協議の上その指示により実施するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たって疑義が生じた場合、県と受注者が協議した上で方針を決定するものとする。